

(写)

平成 25 年度第 1 回新宿区特別職報酬等審議会議事録要旨

【日時】 平成 25 年 7 月 8 日 (月) 午前 10 時 00 分から

【会場】 区役所本庁舎 6 階 第 2 委員会室

(出席委員) 岩 田 栄美子 内 田 幸 次 大 崎 秀 夫
そめたに正明 濱 田 一 成 林 直 樹
宮 嶋 忍 六 田 文 秀 渡 辺 芳 子

(事務局) 総務部長 寺田 好孝 総務課長 木全 和人
総務係長 和田 幸雄 総務係 原田 由紀

【会議概要】

1 委員の委嘱

2 定足数確認 (総務課長)

「新宿区特別職報酬等審議会条例第 6 条」に定める定足数については、9 名の委員の出席により会議が成立する旨報告

3 開会

4 議事録署名委員の選出

宮嶋委員、六田委員の 2 名を選出

5 事務局議事説明

資料について説明

- ・「特別職報酬等について」

6 質疑応答

(林委員) 人事院勧告などの勧告は、勧告といっても指示、命令ではなく、あくまでも勧告にすぎないのか。

(総務部長) 勧告を尊重しなければならないが、必ずしも従わなくてはいけないという意味ではない。ただ、民間企業は労働組合と協議の中で給料を決めていくことにな

るが、公務員も同様で、勧告を無視すると結果として翌年以降の交渉が困難になることはある。基本的に人事委員会は、自治体の長が尊重することが前提として設置されており、争議権等の労働基本権が制約されている代替措置としての機能もあるので、その意味で勧告は尊重すべきものである。

- (林委員) スト権がないことと勧告はリンクしており、尊重義務はあるということか。
- (総務部長) 義務とまでは言えないが、尊重すべきものである。
- (林委員) 私は公募委員として選ばれているが、どのように役に立てるのか。
- (濱田会長) 「新宿区特別職報酬等審議会条例第3条」において、公共的団体等の代表者のほか、その他住民から区長が任命するとなっており、公共的団体以外の一般の方たちの意見もということで公募の方も入っている。
- (総務部長) とりわけ中山区長は、一般区民の感覚をできるかぎり反映させたいということから、一般区民の方に多くの審議会に入っていただき、区の事業を評価していただいている。そこで、公共的団体等の代表や法律の専門家に入ってもらい、その見地をふまえて広く意見をいただくこととともに、会長がおっしゃったとおり、広く区民の意見もという趣旨で公募の方にも入っていただいている。
- (濱田会長) そういった意味で、公募委員の方にも意見を言っていただいて、議論を高めていただきたい。

7 閉会

議事録署名委員		印
	省略	
議事録署名委員		印